

第15回

杉並区空家等対策協議会

会議記録

令和5年1月17日（火）

会 議 記 録

会議名称		第15回杉並区空家等対策協議会
日時		令和5年1月17日(火) 15時00分～16時00分
場所		杉並区役所 中棟5階 第3・第4委員会室
出席者	委員	伊藤委員、岡部委員、星委員、渋谷委員、蓼沼委員、小野委員、小國委員、藤井委員、宮坂委員、今村委員、弘中委員、岡田委員、牧野様(木下委員代理)
	区側	都市整備部長、環境部長、企画課長、地域活性化推進担当課長、杉並福祉事務所長、都市整備部管理課長、耐震・不燃化担当課長、住宅課長、建築課長、環境課長
傍聴者数		0人
配布資料	事前	次第 第14回杉並区空家等対策協議会議事録(案) 杉並区空家等対策協議会事務局名簿 諮問文(4諮問第2号) 杉並区空家等対策計画の計画期間延長について 杉並区空家等対策計画(素案・修正版)から修正した内容一覧 杉並区空家等対策計画(案)
	当日	杉並区空家等対策計画(案)正誤表
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> 1 杉並区長挨拶 2 会議成立の報告 3 資料確認 4 開会宣言 5 署名委員の指名 6 傍聴の確認 7 前回議事録の確認 8 議題の説明 9 審議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 杉並区空家等対策計画の計画期間延長について (2) 杉並区空家等対策計画の改定案の作成について 10 事務局からの連絡 11 閉会

第15回杉並区空家等対策協議会

(午後3時00分)

管理課長

それでは、定刻になりましたので杉並区空家等対策協議会を開会させていただく前に、皆様に若干お願いがございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、マイクは各委員1つずつお渡ししております。また、発言する場合は、そのスイッチをオンにして、座ったままお話しいただければと存じます。発言が終わりましたら、申し訳ありませんけれども、オフに切り替えてください。マイクがハウリングを起こす場合もありますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

開会に先立ちまして区長からご挨拶を申し上げるところでございますが、本日、岸本区長は公務により出席できないため、渡辺副区長からご挨拶をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

副区長

改めまして、副区長の渡辺幸一でございます。コロナ対策ということで、大変恐縮でございますが、着座のまま失礼させていただきます。

本日は大変お忙しい中、杉並区空家等対策協議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。本協議会の開催に当たりまして、岸本区長に代わりまして私から一言ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

杉並区におきましては、令和3年10月に、10年後の杉並区の将来像を示す新たな基本構想、いわゆる「杉並区基本構想」を策定し、杉並区が目指すまちの姿を「みどり豊かな住まいのみやこ」と掲げまして、これを実現するためのロードマップとして、令和4年3月に「杉並区総合計画・実行計画」を策定したところでございます。

この基本構想、総合計画・実行計画に基づきまして、まちづくり基本方針や住宅マスタープランの改定に合わせまして、空家等対策計画につきましても本年年度の改定を予定してございました。

当初、令和4年11月に第15回協議会を開催する旨、皆様にはお願いを申し上げていたところでございますけれども、ご承知のとおり、まちづくり基本方針の策定スケジュールが若干遅れたことから、本空家等対策計画の改定スケジュールも遅れるということになりまして、2か月遅れで、本日第15回協議会を開催させていただく運びになったところでございます。

これまでの3回の協議会におきまして、委員の皆様から大変多くの貴重なご意見を賜りまして、事務局では、今回の協議会に際しまして、改定計画案を作成させていただきました。

この後、改定計画案につきまして、前回までの協議会で頂きました委員の皆様からのご意見をどのように反映し、修正したかにつきまして、事務局から説明をさせていただきますので、改定計画案の答申に向けまして、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

なお、今後の流れでございますけれども、パブリックコメントを2月下旬から3月下旬にかけて行いまして、区民の皆様からの意見を頂戴した上で、空家等対策計画を改定する運びになろうかと存じます。

最後になりますが、空き家問題の解決を図るためには、委員の皆様の専門的な知識や経験などが不可欠でございます。杉並区では空き家問題の解決に向けまして、このたび改定する空家等対策計画の下に、総合的な空家等対策を推進してまいりたいと存じますので、引き続き皆様のお力をお借りしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

管理課長

ありがとうございました。

これより副区長は公務のため、退席させていただきます。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

(副区長退出)

管理課長

続きまして、事務局より会議の成立についてご報告させていただきます。

本日岸本区長は公務のため欠席、木下委員は所用のため欠席しますが、代理で牧野様の出席と伺っております。したがって、現在、杉並区空家等対策協議会委員14名のうち13名が出席されておりますので、杉並区空家等対策協議会条例第5条第2項に基づき、第15回杉並区空家等対策協議会は有効に成立しております。

ここで、前回の協議会から人事異動により環境部長、環境課長が代わりましたので、自己紹介をさせていただきたいと存じます。委員の皆様には、資料1を御覧いただければと存じます。

それでは、環境部長からお願いします。

環境部長

皆様、こんにちは。昨年12月12日付で環境部長となりました小松と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

環境課長 皆さん、こんにちは。私も12月12日付で環境課長を拝命いたしました近藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

管理課長 よろしくよろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきたいと存じます。事務局から事前に前回の議事録（案）と、資料1から資料4、杉並区空家等対策計画（案）の冊子を送らせていただいております。

また、杉並区空家等対策計画の記載の一部に誤りがありましたので、席上に正誤表を配付させていただいております。

委員の皆様、全ての資料はお手元におそろいでしょうか。資料不足がありましたら、挙手のほう、よろしくお願いいたします。大丈夫ですか。大丈夫のようです。

それでは、まず伊藤会長から開会宣言をお願いいたします。

会 長 では、ただいまから第15回杉並区空家等対策協議会を開会いたします。

本日の会議録の署名委員は小國委員にお願いしたいのですが、よろしくよろしくお願いいたします。

本日、傍聴の方はおいでになりますか。

管理課長 傍聴はございません。よろしくお願いいたします。

会 長 分かりました。

では、傍聴がないということですので、議事に入っていきたいと思いますが、まず議事に入る前に、昨年8月30日に開催されました第14回協議会の議事録の確認をお願いします。既に委員の皆様のお手元に届いているかと思いますが、事務局から補足は何かございますか。

管理課長 第14回協議会終了後、出席された委員の皆様に議事録（案）を送らせていただき、修正がある場合は加除訂正を行いました。現在、委員の皆様のお手元にある議事録（案）は、修正箇所を反映したものでございます。

会 長 ありがとうございます。そうしましたら、何か御覧になってお気づきの点などございますでしょうか。よろしいですか。

では、第14回議事録の内容を確定とします。事務局は議事録公開の手続きをお願いいたします。

そうしましたら、本日の議題に入りたいと思います。議題は2件あるかと思いますが、事務局から説明をお願いいたします。

管理課長 本日の審議事項は「杉並区空家等対策計画の計画期間延長について」と、

会 長

「杉並区空家等対策計画の改定案の作成について」の2件でございます。

では、審議の方法について、先に確認をしておきたいと思います。

まず1つ目の期間延長について、資料2の「諮問文（4諮問第2号）」と資料3「杉並区空家等対策計画の計画期間延長について」の説明をお願いします。事務局からの説明の後、皆様からのご意見、ご質問を受けてから、杉並区空家等対策計画の計画期間延長に対する裁決を行いたいと思います。

それが終わりましたら、次に2つ目の審議事項の「杉並区空家等対策計画の改定案の作成について」、これも事務局から資料4と資料番号はございませんが、杉並区空家等対策計画（案）について説明をしていただいた後に、委員の皆様からのご意見を頂いて協議をして、裁決へと進みたいと思います。

この進め方でよろしいでしょうか。

それでは、1つ目に入っていきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

住宅課長

それでは、私からご説明をさせていただきたいと思います。

今お話のありました資料2と資料3を御覧いただければと思います。

資料2につきましては、表題が「杉並区空家等対策計画の計画期間延長について（諮問）」となっております。

諮問事項といたしましては1番にございますけれども、現行の「杉並区空家等対策計画」の計画期間を延長することについてです。資料3のイメージ図を御覧いただきながら、ご説明をさせていただきたいと思います。

資料3の1番を御覧ください。現行の「杉並区空家等対策計画」の計画期間は、平成28年度から令和4年度までです。

2番の「延長期間の考え方について」ですけれども、延長期間については1年間と考えております。1年間延長すると現行の対策計画の計画期間は、平成28年度から令和5年度まで、来年度までとなります。ただし、令和5年度中に対策計画を改定した場合は、次期対策計画における計画期間の下、空家等対策を推進するということにさせていただきたいと思います。

言葉だけですと、少し分かりにくいかもしれないので、イメージ図をつくらせていただきました。

R4年度とイメージ図にございますけれども、R5年度、R6年度となっております。その下の現行対策計画が4年度ずっと続いておりまして、5年度になりまして改定と書いてあります。

吹き出しのところを御覧ください。延長期間は1年間とさせていただきますが、対策計画の改定後は次期対策計画における計画期間の下、取組を実施するという内容となっております。

このような対応が必要になった理由について説明させていただきます。3番「計画期間の延長の必要性について」を御覧ください。

こちらは先ほど副区長からもお話が少しございましたけれども、都市整備分野の総合的な方針となる「杉並区まちづくり基本方針」の改定スケジュールが変更になったことに伴いまして、令和4年度に予定しておりました「杉並区住宅マスタープラン」の改定が令和5年度となっております。

対策計画の改定に当たっては、対策計画の上位計画である「杉並区まちづくり基本方針」及び「杉並区住宅マスタープラン」と整合性を図る必要がございますので、対策計画の改定も令和5年度を予定しておりまして、次期対策計画が策定されるまでの期間において、現行の対策計画の期間延長が必要となります。どうしても計画がない期間をつくるわけにはいかないということもございましたので、この度、諮問させていただきました。

私からは以上です。

会 長

ありがとうございました。

今、杉並区空家等対策計画の計画期間延長に関して説明がありましたけれども、何かございますでしょうか。よろしいですか。

上位計画との順番が変わってしまうわけにもいかず、かといって空白期間もできずということで、ちょっとアクロバティックではありますけれども、おかげで少し、いろいろ余裕ができていうところもあるかと思えます。

それでは、ご意見は「特になし」ということでしたので、ご異議ないものと認めたいと思います。

では、1つ目の審議結果は区に、そのように答申したいと思います。

続いて2つ目の、これまでずっと皆様に協議をいただけてきました、杉並区空家等対策計画の改定案の作成に関する審議に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

住宅課長

住宅課長からご説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料「杉並区空家等対策計画（案）」を御覧いただきたいと思います。あと、資料4「杉並区空家等対策計画（素案・修正版）から修正した内容一覧」と、本日、机に置かせていただきました当日配布資料を、併

せて御覧いただければと思います。

まず初めに、当日配布資料を若干ご説明させていただきたいと思います。こちらの資料は、正誤表となっております。

30 ページは、もともとアスタリスクだけだったのが、「(※下記コラム参照)」と付け加えさせていただきました。また、37 ページの取組スケジュールにつきましては、誤っていた部分が「令和7年度(2025年度)まで実施」、「令和8年度(2026年度)以降も実施する」となっておりましたが、正しくは、「令和5年(2023年)まで実施」、「令和6年(2024年)以降も実施する」となりますので、ご確認いただければと思います。

それでは、資料4を通して、前回から修正した内容をご説明させていただきたいと思います。

まず、1 ページ目の一番上「1 委員からの意見による修正」を説明させていただきます。

こちらの表の見方ですけれども、一番左に「No. 1」と記載しております。その横が、前回の素案でのページ数を記載しております。前回こちらが15 ページだったのが、右側を御覧いただきますと案のページ数、これは今回お示しをさせていただいている令和5年1月の案のページ数になっております。たまたま、この場合にはページ数が一緒になっておりますけれども、前回ご意見を様々頂く中で、ページ数がずれてきている場合もございます。

例えば5 ページを御覧いただきますと、No. 5 のところで素案のページ数が29 ページとなっておりますが、今回の案のページ数が30 ページというようにずれてくる場合もございます。

それでは、1 ページにお戻りいただいて、まず委員の皆様からの意見ということで、素案のページ数が15 ページ。少し青い囲いのところがございますけれども、こちらが前回の「計画素案」になっております。その右側の青いところが「計画案(修正後の文章)」となっております。「計画素案」、「計画案」の冊子を一々見ていただくのは、少し大変ということもございますので、それぞれの計画に書いてある記載内容を、そのまま青い囲いのところに記載しているつくりになっております。

では、具体的にご説明させていただきます。

15 ページにつきまして、「空家等の利活用に向けた『マッチングシステムの構築』の内容と空家等利活用モデル事業の内容とは別に記載したほうが良いの

では」ということ。あと「セミナーの内容をもう少し説明したほうが良いのでは」ということ。「何故、当初想定した成果が得られなかったのかを記載した方が良いのでは」というご意見を頂いております。

これにつきましては、右側の「修正した内容」を見ていただきますと、考え方としては「空家等利活用モデル事業の内容と混在しないよう、マッチングに関する取組について記載」させていただいたことと、「セミナーの内容の記載を追加」させていただいたこと、あと「マッチング対象を限定した取組みであったことを理由として明記」させていただきました。

さらに、一番下の 19 ページになりますけれども、第 4 章「空家等対策を進めていく上での主な課題」で「②マッチングのあり方の見直し」でも理由を明記させていただいたことになります。具体的には、そちらの右側の朱書きさせていただいている部分が修正させていただいた、具体的な記載になっております。

次に、2 ページ目を御覧ください。No. 2 のところになりますけれども、元の素案のページ数につきましては 25 ページで、今回の案のページ数につきましても 25 ページになります。素案の委員の皆様からのご意見としましては、「令和 5 年 4 月施行の民法改正には、空家等対策に有効である内容が含まれていることから、この法改正も踏まえた内容にした方が良いのでは」というご意見でございました。

右側を御覧いただきますと、「左記民法改正の内容の周知について追加」をさせていただきましたのと、あと 31 ページにつきましては『「空家等の所有者等に対する改善に向けた助言・指導等の実施」において、民法の相隣関係に関する相談者への助言について追加」をいたしました。

具体的に追加をさせていただいた内容につきましては、25 ページは朱書きの「令和 5 年（2023 年）4 月施行の民法改正のうち、空家等の適正な管理につながる内容」という記載のとおりになります。

あと 31 ページにつきましてもほぼ同様の内容になりますけれども、「また、近隣住民から杉並区に寄せられる空家等に関する相談の多くは、民法の相隣関係に関する相談であり、周辺的生活環境の影響の程度によっては」に始まる、同様の内容の記載になっておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、次に 3 ページを御覧いただきたいと思います。

3 ページの No. 3 になりますけれども、委員の皆様からのご意見としまし

ては、考え方として『(仮称) 空家等利活用相談窓口の開設』については、現計画の『マッチングシステムの構築』が当初想定した成果が得られなかった理由を明確にし、今後、どのようにしていくのかを分かりやすく説明したほうが良いのでは」ということと、また、セミナーにいらっしゃった方だけをマッチさせるのではなくて、「具体的にマッチさせる仕組みを書いた方が良いのでは」ということ。あと、「つながりが分かりにくいので、重複してもキーワードを上手に使用して丁寧な説明を」したらどうかということであるとか、「寄せられた相談事例を蓄積・分析し、今後の適切な体制のために生かしていくべきでは」というご意見を頂いております。

これにつきましても、右側の朱書きの部分のとおりになります。いただいたキーワードを、多少重複しても上手に使用したらどうかというご指摘もございましたので、かなり厚めに説明をさせていただいている内容となっております。

修正した内容について、念のためご説明させていただきたいと思っております。

19 ページ、20 ページの「②マッチングのあり方の見直し」で理由を明確にした上で、「(仮称) 空家等利活用相談窓口」におけるマッチングの内容を明記させていただきました。また、「(仮称) 空家等利活用相談窓口」において、広く一般的な空家等利活用に関するマッチング体制を整備することを明記しました。また、19 ページ、20 ページの空家等対策を進めていく上での主な課題の内容を追加することで、相談窓口開設の経緯を明らかにいたしました。

このような内容につきまして、朱書きの部分また 19 ページ、20 ページの説明書きを追加させていただいたりとか、文言整理をさせていただいた内容になります。

それでは、次に4ページを御覧ください。

No. 4の内容ですけれども、素案としては 29 ページ、今回の案のページ数は 29 ページになります。

頂きましたご意見といたしまして、「空家等利活用モデル事業については、モデル事業を実施するにあたって、どういう問題やハードルがあるのかということが見えると、モデル事業があまり活用されなかったという課題を克服できるのでは」というお話でございました。

これに対して、修正した内容につきましては、15 ページの「空家等対策に係るこれまでの取組状況」(2)「空家等の利活用の促進」②「空家等利活用モデル事業の実施」や 20 ページの「効果的な空家等利活用モデル事業の実施に

向けて」で記載した課題について、追記いたしました。

具体的には、朱書きのとおりになります。一部、分かりやすいように説明書きを加えさせていただいたということもありますけれども、ご指摘いただいた内容について工夫をして記載させていただいた内容になります。

次に、5ページを御覧いただければと思います。

素案のページ数につきましては29ページ、案のページ数は30ページになりますけれども、委員の皆様からのご意見としましては、『まちづくり活動との連携による空き家等利活用』には、『小杉湯となり』の具体的な事例が突然出てきて、唐突感が否めないもので、第2章の『空き家の分布状況』のデータと関連づけた記載にすれば良いのでは」と。逆に、こちらからのご相談に対してアイデアを頂いたという内容であったかと思えます。

もう1つが「防災まちづくりと空き家を活用したまちづくりの活動は、それぞれの目的からすると相反する側面を持ち合わせているが、そこを乗り越えてチャレンジしてほしい」という内容でございました。

修正した内容につきましては、まず30ページにありますとおり、「第2章『空き家の分布状況』の内容を追加」させていただきました。

もう1つが「地域主体のまちづくり活動を尊重し、より柔軟に防災性を担保していくかについて、ともに検討するといったニュアンスとなるように、一部内容を修正」いたしました。

「空き家の分布状況」につきましては、その下の朱書きの部分にありますとおり、「平成30年度調査によると、高円寺北の地域は、平成25年度調査と比較した際、空き家数が大きく増加している地域ですが」というご説明をさせていただいています。

もう1つが、その下の「このような地域主体のまちづくり活動を生かし、防災性をどう担保するかを含めて支援し、連携する」という記載とさせていただいております。

次にNo. 6ですけれども、素案のページ数につきましては36ページ、37ページ。「スケジュールの記載方法を工夫したほうが良いのでは」というお話がございました。これにつきましては矢印による表記ではなくて、文言による表記にいたしました。また、新規・重点の取組内容を追加させていただいております。御覧いただいたとおり、計画素案について、矢印が入っているものについて、右側を御覧いただきますと、文字で説明をさせていただいている内容

に修正しております。

それでは、6ページを御覧いただきたいと思います。

「その他の主な修正」です。頂いたご意見のほかにも、事務局で素案の見直し作業を行う中で修正させていただいた内容になっております。

1ページ「(1) 背景及び目的」、22ページ「(4) 空家等対策の取組の基本的な考え方」になります。空家等の適切な管理の第一義的な責任は所有者等であるということをはっきり明記していなかったので、明記するようにいたしました。

具体的にはそちらの朱書きで書いてございますとおり、「空家等の所有者又は管理者が、空家等の適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつ」という記載となっております。

その下も同様の意味合いになりますが、右側を御覧いただきますと、22ページの内容になりますけれども、「空家等対策の取組の基本的な考え方」ということで、「空家等の適切な管理の第一義的な責任は、空家等の所有者等にあることを前提としながら」と付け加えさせていただいております。

その下(2)です。1ページ目の「(1) 背景及び目的」の杉並区まちづくり基本方針、杉並区住宅マスタープランに関する記載内容ですけれども、杉並区まちづくり基本方針に関する記載内容を修正いたしまして、杉並区住宅マスタープランの改定時期を修正いたしました。

左側の3行目ですけれども、「基本構想を令和4年(2022年)1月に」は「令和3年(2021年)10月」に修正しました。

次に(3)ですけれども、11ページ「第2章 杉並区の空家等の現状(4) 空家等の現状のまとめ」の記載方法についてです。素案のページ数が11ページのところで、「(4) 空家等の現状まとめ」で、右側を御覧いただきますと、「(4) 空家等の現状のまとめ」「①杉並区内の空き家数の傾向」となっております。こちらは、より分かりやすいようにということで、見出しを追加させていただきました。

次に、7ページを御覧ください。

(4) 15ページ「空家等利活用モデル事業の実施」にコラムを記載させていただきました。もともと入っておりました左側の計画素案の表ですけれども、29年度に1件、その後ゼロ、ゼロ、ゼロということにつきましては、文言でご説明させていただいておりますので、表は削除し、「空家等利活用モデル事

業の取組」ということで、コラムを入れさせていただきました。

次に（５）ですけれども、19 ページから 20 ページの「第 4 章 空家等対策を進めていく上での主な課題」の記載方法です。課題に対応する取組のページ数を記載いたしました。また、課題の内容を分かりやすくするために、見出しを追加させていただきました。全部ではないですけれども、一部を例示ということで取り出して、こちらの表に書いております。具体的には、そちらの朱書きのとおりになっております。

次に（６）、21 ページ、23 ページの「空家等対策の基本理念」です。こちらは杉並区住宅マスタープランにおける住宅施策の基本理念の変更に伴いまして、空家等対策の基本理念を変更いたしました。こちらも朱書きのとおりとなっております。

次に、8 ページを御覧ください。（７）で 30 ページとなっておりますけれども、素案ですと 29 ページのところです。「銭湯ぐらし『空き家活用プロジェクト』の取組の記載方法の変更」ということで、銭湯ぐらし「空き家活用プロジェクト」の取組につきましては、コラムとして記載させていただき、写真も追加させていただきました。

次に（８）としまして、24 ページから 36 ページのイラストにつきましては、より施策内容をイメージできるイラストに変更しております。

また（９）の 41 ページ（２）実施体制の図で、杉並区空家等対策協議会の諮問・答申の矢印の位置に誤りがございましたので、実施体制の図を修正いたしました。

（10）ですけれども、「空き家」と「空家等」、「所有者」と「所有者等」などの文言の使い分けや言い回しがより適切になるよう修正しております。

管理課長

1 点だけ、修正をお願いいたします。

資料 4 の 1 ページ目の第 4 章「空家等対策を進めていく上での主な課題」の「②マッチングのあり方の見直し」のページが、修正したページ数が今 19 ページとなっておりますが、正しくは 20 ページとなります。

これに関連して、一番上の P. 15 の個所になりますが、「更に、P. 19 第 4 章『空家等対策を進めていく上での主な課題』で『（２）②マッチングのあり方の見直し』の記載ページ数を 19 ページとしていますが、正しくは 20 ページとなりますので、修正をお願いします。

会 長

丁寧なご説明をありがとうございました。

前回までの協議会で皆様から様々なご示唆を頂きまして、事務局で計画の素案をかなり丁寧に修正していただいて、本日素案ではなく、案になったところだと思えます。

何かご意見、ご質問はございますでしょうか。お願いします。

委員 計画期間の話を少し確認させていただきたいんですけども、この案の1ページと先ほどのご説明の2（2）になります。

確認なんですけど、上に書いてありますが、現計画は平成28年（2016年）に策定され、そのときの計画期間は2022年までと明記されていたわけですね。そのときは5年間の計画ということになって、その状況というのは、上位計画である住マスはその期間が同じだったのでしょうかというのが1つ目の質問です。

今回住マスに合わせることになっているのと、今回策定するという理由として、上位計画が変わったからとしか書いていないんですよ。計画期間が終了したからとは書いていないんですよ。そこは書かなくていいのか。その辺が曖昧かなと思ったので確認させていただきたいと思えます。

会長 事務局から、いかがでしょうか。

住宅課長 住宅マスタープランとは、期間につきまして必ずしも合致をしないようになっておりました。ただ、上位計画ということもありますので、そちらのほうで今回改定させていただくことになっております。そちらのほうに合わせた形で改定させていただくことが必要ということになります。

委員 もう一度同じ質問ですけども、今回見直す理由、なぜ見直すのか、改定するのかという理由をどう書くかという点と、計画期間の設定というのはどのように考えるべきなのかと。この2点です。

都市整備部長 今、星委員からご指摘があったように、今回の位置づけにつきましては、計画が終了を迎えることから新たなものをつくらなければいけないというのは当然背景にございます。その辺について、ここだけ見ると読み取れないということがありますので、そこは修正させていただきたいと思えます。

会長 あともう1つのご質問は、恐らく前回も、そうすると住マスとこちらの計画で期間が合っていないかということ。前回というか今、現行の計画期間は合っていたのかということがお聞きになりたいということですね。

委員 いろんな計画がありますけれども、その計画期間というのはかなり重要で、何年後を目指して実現していくかということの設定になるので、住マスに合わ

せるというのは、それはそれで1つの考え方でしょうし、今までどうだったのかということと、今回は住マスの計画期間に合わせると書いてあるので、それはなぜかということです。

現計画よりも、期間がかなり長くなりますよね。現計画が5年間だったのが今度8年間になるので、その違いは何かということです。

都市整備部長

前回につきましてはそのような形で設定させていただいたんですけども、今回の改定に当たりまして、3ページの計画の体系図にあるとおり、空家等対策計画につきましては杉並区基本構想、総合計画・実行計画、まちづくり基本方針、住宅マスタープランという上位計画の下にできているという体系になっておりますので、今回、上位計画の終了年度にこちらの下位計画である対策計画も合わせたということ。そういう面で行くと、住マスを含めて、ほかの計画と終了年度を合わせたということで、計画期間を設定したことになります。

住宅課長

住宅マスタープランは以前からあったのですが、空家等対策計画につきましては、平成27年に空き家特措法が制定され、この法律に基づき策定した初回の計画であることから、計画の始期は平成28年度からとなりました。そのため、住宅マスタープランとは、計画の始期が違うことになります。

当初、住宅マスタープランが平成26年度から平成33年度までだったのが、空家等対策計画については平成28年度から平成33年度までということでありました。ただ、その後、それぞれの計画期間を1年間延長したという事情がありましたので、令和4年度までとなりましたけれども、今回、延長させていただくという流れになっております。

委員

つまり、杉並区では基本構想、総合計画、都市マス、住マス、この対策計画、基本的に目標年度、計画期間を合わせるという考え方という理解でよろしいですか。

住宅課長

そのとおりです。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。

延長の経緯など、あまりに細かく書いていくものでもないと思いますので、もし直せるようであれば、誤解がないような書き方に直していただけだと思います。

住宅課長

はい。

会長

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

前回の協議会の後にも、個別に各委員の方々ともやり取りをしつつ、直しが入ったということも聞いております。ということで、大体よろしいですかね。

では、4諮問第1号の杉並区空家等対策計画の改定（案）の作成で、昨年から3回皆様にお集まりいただき、その間にも個別のやり取りをさせていただくなど、委員の皆様からたくさんのご示唆を頂戴いたしました。改めて御礼を申し上げます。これで協議は終結としたいと思います。

本日、また1つご指摘を受けた点については、修正をどのようにするかを少し検討させていただいて対応するというので、僭越ながら会長である私にご一任いただくということでよろしいでしょうか。

修正したものを改定案として、区長に答申をしたいと思いますが、それについてご異議はございませんか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

では、ご異議ないものとさせていただきます。

委員の皆様方にも改めて御礼を申し上げたいのと同時に、今回たくさん修正をして、当初のものよりすごく充実したよい内容になっているように思います。この修正について、いわゆるコンサルさんに丸投げとかではなく、区の職員の方々がすごく丁寧に、1つ1つ対応を考えてつくっていただいているので、その点、私は会長をやっているすごく感激したことを申し添えたいと思います。杉並区の力を感じたところでございます。

ということで、今後、答申した杉並区空家等対策計画の改定案の扱い方がどのようになっていくのかについて、事務局から説明をお願いいたします。

住宅課長

今回ご答申いただきました杉並区空家等対策計画の改定案につきましては、まず、区的意思決定を行わせていただきます。意思決定を行う過程におきまして、区として修正を行わせていただく場合もございます。

その後、区議会への報告を経まして、今年2月下旬から3月下旬にかけて、区民の皆様にご公表をさせていただき、パブリックコメントの手続きを行います。

その後、パブリックコメントで寄せられた意見を反映したものを改定計画として意思決定をしまして、令和5年第2回区議会定例会で報告したいと考えております。

皆様方には次回の第16回協議会におきまして、パブリックコメントで寄せられました意見等も含めて、改定計画をお示しさせていただきたいと考えてお

ります。

私からの説明は以上となります。

会 長 ありがとうございます。

今ご説明いただきました改定案の今後の扱い方というか、進め方について、ご意見、ご質問などございますでしょうか。

委 員 質問ですけれども、住マスが延びたので延ばしますということなので、議会の説明なりパブコメなり、あるいは庁内意思決定も、住マスとの前後関係はどうなるんでしょう。住マスがあるから変えますというのは1つの関係性だと思うので、住マスを見せていないのに、こっちを先に見せるというのはちょっと変かなと思うのですが。

住宅課長 最上位計画が都市マスタープランになりますけれども、住宅マスタープランと空家等対策計画につきましては、住宅課が所管しておりますので、それぞれの計画改定を進めつつ横をちらちら見ながら、整合性を図りながら進めているところです。また、スケジュールについても、同じスケジュールで進めさせていただき予定でございます。

都市整備部長 補足させていただきますけれども、今回遅れた理由は、実は住宅マスタープランが遅れたということではなくて、先ほどもご説明したとおり、都市計画マスタープラン、まちづくり基本方針が遅れたということです。その下位計画である住宅マスタープランと空家等対策計画についても、都市マスが遅れた関係で遅れたという形になっています。

今回の住マスと空家等対策計画に関しましては、上位・下位の関係はありませんけれども、部門別ということで、これについては2つ同じタイミングでパブリックコメントをかけていくという形で考えているところです。

委 員 この案の中に、住マスが変わったら目標を変えるかもしれませんと書いてありますよね。そこはそのまま行くのですか。一緒なら一緒に、もう直したほうがいいと思うのですけれども。

住宅課長 住宅マスタープランにつきましても、空家等対策計画と同時にパブリックコメントを行いますので、全く変わらない可能性がないとは言い切れないと考えております。そのため、現段階ではこれで確定とは言い切れないということもあり、注意書きは残したままとしました。

会 長 パブリックコメントで目覚ましい意見が来た場合にはということです。ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

お願いします。

委 員

今後のスケジュールについて1点質問ですけれども、議会そしてパブリックコメント等々で特段大きなご指摘がなければ、第16回をもって、この協議会は一応終了ということの理解でよろしいのでしょうか。

住宅課長

協議会はそのままで。

委 員

このように集まって会議をするという機会は、まだまだあるということでしょうか。そうすると、令和5年度にあと数回、2回、3回あるであろうというふうに認識しておればよろしいのでしょうか。

住宅課長

はい。

委 員

ありがとうございます。

都市整備部長

少し補足してよろしいでしょうか。

こちらの対策計画の34ページを見ていただければと思いますけれども、計画策定の協議に関しましては今回が最後となり、次回で報告という形になります。その後、空き家の発生状況に応じて、こちらにありますように特定空家等の認定をはじめ、助言・指導や勧告などを行う場合などは、諮問、答申という関係が生まれてきます。したがって、協議会自体は存続していく形となります。

そのため、特定空家等の案件がある場合は当然開催しますし、あとは1年に1回程度は、区の空家等対策の進捗状況を報告させていただきたいと思います。

会 長

ありがとうございます。特定空家等についての判断をすとか、あとは代執行についての判断をすとか、そういう本来の協議する内容もかなりたくさんありますので、今、委員の方々には、改定案をつくるというところでものすごくお骨折りをいただいているのですが、通常の協議内容がずっと続いていくということだと思います。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

では、以上で本日の議題の審議事項については終了とします。

最後に、事務局からの連絡事項などをお願いします。

管理課長

先ほどありました第16回、次回の杉並区空家等対策協議会についてですが、具体的な日程が決まりましたらお知らせさせていただきたいと存じます。その際、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

また、今回の議事録の作成につきましては、テープ起こしが終了次第、委員

の皆様は議事録（案）を送付したいと考えておりますので、届きましたらご多忙中申し訳ございませんけれども、内容のご確認をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

それでは、以上で本日予定の議事は全て終了といたします。第 15 回杉並区空家等対策協議会を閉じさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。

— 了 — （午後 4 時 00 分）